

宇和島市物品等入札参加に関する心得

この心得は、宇和島市が発注する物品等の入札に参加するものが守らなければならない事項を宇和島市契約規則（以下「契約規則」という。）に基づいて抜粋し補足したもので、契約条項、関係書類、仕様書等を熟知するとともに、次の事項をよく読んで入札をしてください。

※下記文章中の対面入札とは入札参加者が入札室に集まって入札する入札方法で、郵便入札とは封入封緘した入札書を郵便又は持参にて提出する入札方法です。

記

1 入札時間、提出期限の厳守

(1) 対面入札において入札時間までに出席のない場合、郵便入札において提出期限までに入札書の提出がない場合は、棄権したのものとして取り扱います（入札を辞退した場合を除く）。

※対面入札の場合、定刻の5分前までには入札室前に到着するようにして下さい。

郵便入札の場合は、入札室にお集まりいただく必要はありません。

(2) 入札（開札）中は、入札室の出入りを禁止いたします。

2 入札の辞退

(1) 入札を希望しない場合は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができます。

(2) 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（ただし、郵送については、入札（開札）日の前日までに到達するものに限る。）して下さい。

(3) 対面入札の入札執行中には、入札を辞退する旨を明記した入札書を、入札箱に投入して下さい。

(4) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではありません。

3 入札執行前の辞退により入札参加者が1人となった場合は、入札を中止します。

4 入札室に入室できるものは、次のとおりです。

(1) 指名者本人 (2) 委任代理人 (3) 事前に許可を受けた本人随員の事務員1名
ただし、上記のものでも酒気帯び者の入室は認めません。

5 入札の執行を故意に妨害したり、秩序を著しくみだす者は退場を命じます。

6 対面入札において、入札代理人は入札開始前に必ず委任状を提出してください。

また、入札代理人の提出する入札書には、次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いてください。

入札者 住 所

氏 名

代理人 氏 名

印

※入札書・委任状に担当者職氏名・連絡先を記載する場合は押印省略可。

- 7 入札書記載にあたり、次の事項に注意してください。
 - (1) 入札書は、所定の様式のものを使用し、文字及び印影は明りょうであってかつ消滅しないもので記載してください。入札金額は、アラビア数字を用い首標金額の頭書に「〒」の文字を記入してください。
 - (2) 入札書の日付は、入札日（開札日）の日付を記載してください。
 - (3) 記載事項に誤記、脱字等のあった場合は、誤記はその部分に二重線を引いて訂正し、脱字はこれを挿入することができます。ただし、金額の訂正は認めません。
- 8 一度提出した入札書の返還、変更、取消し等は認めません。
- 9 郵便入札では、入札事務の公平性を確保するため、入札事務に関係のない入札立会人（市職員）による立会いのもと、開札を行います。
- 10 予定価格の範囲内で、最低価格のものを落札者といたします。
- 11 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しないもの又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、これに代わり、くじを引かせるものとします。
- 12 入札回数は、原則として2回を限度としますが、2回で落札しない場合において予定価格と入札価格との差が僅少のときは、2回を限度として見積りに移行します。
- 13 入札執行者は、必要と認めるときは入札の執行を中止し、若しくは取消し、又は入札日時を延期することができるものとします。この場合入札執行者は、入札者の損害に対してその責を負わないものとします。
- 14 入札者は、入札後契約規則、仕様書、契約条項、図面、現場等についての不明を理由として異議の申し立てをすることができないものとします。
- 15 次の各号の一に該当する場合の入札は無効とします。
 - (1) 契約規則又は入札に関する条件に違反した入札
 - (2) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (3) 対面入札において、代理権限のない者のした入札。
 - (4) 郵便入札において、代理人がした入札。
 - (5) 入札者又は代理人が2以上の入札をしたとき
 - (6) 入札書記載の金額、氏名又は印形が確認しがたい入札
 - (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (8) 金額を訂正した入札
 - (9) 郵便入札において、入札書を封入封緘した封筒に案件名又は差出人名が記載されていない入札
 - (10) 明らかに連合であると認められる入札
 - (11) 入札に関し不正の行為があった入札
 - (12) その他特に入札に際し、指定した事項に違反したとき
- 16 前項の認定は、入札執行者が行うものとし、入札者は異議の申立てができないものとします。
- 17 落札者は、落札の決定を受けた日から5日以内に契約を締結しなければなりません。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができます。
- 18 この心得は、随意契約による見積合わせ等の場合に準用します。